**道路課交通安全施策担当Googleアカウント運営方針**

1. **Googleアカウントの利用目的**

「よりわかりやすく、より見つけやすい情報発信」を目標とし、ユーザーの多いGoogleのサービス上で情報発信を行うことを目的とする。

1. **アカウント運用におけるルール**
2. 運用管理責任者：交通安全施策担当課長

Googleアカウントの利用にあたり、アカウントの運用及び管理の責任を負う。

1. 投稿者：交通安全施策担当職員

運用管理責任者の管理のもと、アカウント運用管理のため必要な作業を行う。

1. 利用者（市民等の閲覧者）

交通安全施策担当が発信するGoogleの情報について、閲覧が可能な一般ユーザー

1. 投稿等の情報発信は、原則として平日の９時００分～１７時３０分とする。
2. クチコミ等への返信は、原則返信しない。
3. Googleアカウントを使用する際は、アカウント管理簿を作成し管理する。
4. **Googleアカウント利用について**
5. 投稿内容

　　　　Googleアカウントを使用して行う投稿については、投稿者は適切な投稿を行う義務を有し、以下の内容を投稿しないよう特段の注意を払うこと。

* 1. 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
	2. 特定の個人や団体等を誹謗中傷するもの
	3. 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
	4. 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害するもの
	5. 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
	6. 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
	7. 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
	8. 虚偽や事実と異なるもの又は噂や噂を助長させるもの
	9. 承諾なく個人情報特定、開示、漏えいする等のプライバシーを害するもの
	10. 有害なプログラムを含むもの
	11. わいせつな表現等を含む不適切なもの
	12. 同一ユーザーからの短時間での連続した投稿
	13. その他掲載することが望ましくないと認められるもの
	14. 上記に該当する内容を含むウエブサイトへのリンク
	15. Googleの利用規約に反するもの
	16. 大阪市情報セキュリティ対策基準の重要性分類Ⅱ以上に該当するもの
1. 投稿内容へのクチコミ等の対応について

交通安全施策担当のアカウントによる投稿について、クチコミ等を行う利用者においても３．（１）の遵守を求めるものであり、違反していると運用管理責任者が判断したクチコミ等については、予告なくGoogleへ削除を依頼する。

1. **著作権**

交通安全施策担当のアカウントを使用して投稿する文章、イラスト、画僧等の著作権は、交通安全施策担当に帰属し、第三者より提供された写真、イラスト、画像等については現著作者が所有する。

1. **免責事項**

投稿内容の正確さには万全を期して行うが、利用者が投稿内容を用いて行う一切の行為（クチコミ等）については、運用者は原則として責任を負わない。

1. **その他**

本運用方針に変更があった場合は、大阪市建設局ホームページに改定したものを掲載する。

1. **使用するGoogleの各サービス内容について**

本規定にあるサービスについてのみ使用することとし、その他のサービスを追加する場合は、本運用方針を改定して用いることとする。

1. Googleマップ・ストリートビュー

［Googleマップの利用目的］

　　　　　交通安全施策担当が所管する施設においてGoogleマップ上に反映されていない地図情報及び画像を投稿し可視化することで、市民サービスの向上を図る。

［留意事項］

　　　　　ストリートビューに画像を投稿する際、個人情報を含まないよう特に気を付けて投稿するものとし、個人が判別できる画像等を使用する際は加工して使用する。

1. Googleマイビジネス

［Googleマイビジネスの利用目的］

Googleマイビジネスに施設掲載することで、Googleマイマップ上でのその施設の写真等の情報が表示されるため、Googleマップ上で情報提供が可能となることから、Googleマップ上で情報を見つけやすくするため、市民サービス向上を図る。

［ビジネスオーナー登録］

交通安全施策担当が所管する施設について、Googleアカウントを使用してビジネスオーナー申請を行い、ビジネスオーナーとして承認を得てから投稿を行うこととする。

1. 各サービスへの投稿内容について
	1. 大阪市建設局ホームページで公表されるような重要事項については、ホームページ公表後に投稿する。
	2. 最新の情報が常にGoogle上に表示されるよう努める。（期間限定のイベント等については、期間の終了に際し速やかに情報を発信し、利用者が混乱しないように努める）
	3. 即時性が求められる情報は適宜投稿を行い、魅力あふれる情報発信に努める。

附則：この運用規定は令和６年７月10日から施行する。